審議参加基準

(目的)

第1条 この基準は、学校法人日本医科大学利益相反マネジメント委員会(以下「委員会」という。)における委員の審議参加基準を明確にすることにより、審議の中立性、公平性及び透明性を確保することを目的とする。

(用語の定義)

- **第2条** この基準において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。なお、本基準に定めのない用語は、学校法人日本医科大学利益相反マネジメント規程によるものとする。
 - (1)「寄付金等」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ コンサルタント料・指導料
 - □ 特許権・特許権使用料・商標権による報酬
 - 八 講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬
 - 二 自らが実質的に使途を決定し得る特別寄付金
 - ホ 自らが実質的に使途を決定し得る研究契約金(企業等との治験を含む臨床研究、 共同研究、製造販売後調査等を含む受託研究、受託検査等で得た研究費をいう。)
 - へ 保有している当該企業の株式の株式価値(申告時点)
 - ト 贈与された金銭、物品又は不動産の相当額
 - チ 提供された役務、供応接待、遊技、ゴルフ又は旅行の相当額
 - リ 寄附講座設置に係る寄附金
 - ヌ 社会連携講座設置に係る経費
 - (2)「家族」とは、配偶者及び一親等の者(両親及び子ども)であって、委員と生計を一にする者をいう。ただし、以下のいずれの場合も「生計を一にする者」とみなす。
 - イ 家族が同一の家屋に起居している場合。
 - □ 勤務、修学、療養等の都合上他の家族と日常の起居を共にしていない家族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するとき。
 - ① 当該他の家族と日常の起居を共にしていない家族が、勤務、修学等の余暇に は当該他の家族のもとで起居を共にすることを常例としている場合
 - ② これらの家族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合
 - (3)「申告対象期間」とは、委員会開催日の属する年度を含む過去3年度をいう。
 - (4)「利害関係」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 申告対象期間中、審議関連企業から年間 50 万円を超える寄付金等の受け入れがある関係
 - ロ 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の関係

(申告)

第3条 委員会での審議にあたり、前条第1項第4号に定める利害関係を有する委員は、委員長に申し出るものとする。

(審議不参加の基準)

- 第4条 委員又はその家族が、申告対象期間中に審議関連企業からの寄付金等の受領の 実績があり、それぞれの審議関連企業からの年度当たりの受取額が、申告対象期間中 に、500万円を超える年度がある場合は、当該委員は、当該審議又は議決が行われて いる間、審議会場から退室する。
- 2 委員又はその家族が、第2条第1項第4号(口)に定める利害関係を有する場合は、当該委員は、当該審議又は議決が行われている間、審議会場から退室する。 (議決不参加の基準)
- 第5条 委員又はその家族が、申告対象期間中に審議関連企業からの寄付金等の受領の 実績があり、それぞれの審議関連企業からの受取額が、申告対象期間中のいずれの年 度も 500 万円以下である場合は、当該委員は、審議に加わることはできるが、当該 審議の議決には加わることができない。

ただし、それぞれの審議関連企業からの受取額が、申告対象期間中のいずれの年度 も 50 万円以下の場合は、審議及び議決に加わることができる。

(特例)

- **第6条** 委員又はその家族が、第4条に該当する場合であっても、委員会が特に必要であると認めたときは、当該委員は審議に参加することができる。 (議事録)
- **第7条** 委員が第4条から第6条までの規定に該当する場合においては、その旨を議事 録に記録するものとする。

(改廃)

第8条 この基準の改廃は、委員会の審議を経て、常務理事の決裁を必要とする。

附則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。